

# くわみず病院 倫理委員会規程

2003年3月作成 2008年7月改訂  
2012年11月改訂 2015年3月改訂  
2020年2月改訂 2024年12月改訂

くわみず病院管理部会

## 第1条【設置目的】

くわみず病院に、医療行為及び医学の研究において「くわみず病院 患者の権利章典」の趣旨に沿った医療的配慮を促進すること、また倫理に関わる課題について議論し方向性を示すことを目的とし、管理部会の諮問機関として倫理委員会をおく。

## 第2条【任務と権限】

- ①当委員会は、くわみず病院に所属する職員が行う医療行為、研究などに関して審議するとともに、委員会自らが倫理的な課題を設定して審議し方針を決定することができる。
- ②くわみず病院の職員は、医療行為、研究などに関して、委員会に審議の申請を行うことができる。
- ③カルテ開示、苦情処理等において患者の権利に関する判断が求められる場合について、管理部会の諮問を受けて審議し、答申する。また、委員会自らが必要と判断した場合、諮問が無くとも審議し管理部会に提言することができる。

## 第3条【組織】

- ①委員はくわみず病院管理部会において任命されるものとする。
- ②任期を2年とし再任を妨げない。但し必要に応じて委員の補充ができる。

## 第4条【委員長及び事務局長】

- ①委員会に委員長及び事務局長をおく。
- ②委員長及び事務局長は委員会の互選とする。
- ③委員長は、委員会を招集しその議長となる。

## 第5条【議事】

- ①委員会は、委員の過半数上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。
- ②第2条②による申請者は、委員会に出席し申請内容などを説明するとともに意見を述べることができる。
- ③委員会は「患者のプライバシーに関する権利」を最大限に尊重しつつ公開を原則とする。
- ④委員会は、審議の経過及びその結果を速やかに管理部会へ答申しなければならない。

## 第6条【教育】

委員会は、倫理に関わる諸課題について適切と判断した場合、職員及び患者・共同組織員に対して、積極的な広報・教育活動を行う。

## 第7条【申請手続き】

- ①委員会に審議を申請しようとするものは、申請内容を記入し委員長又は事務局長に提出する。
- ②委員長、事務局長は、申請を受理したときにはすみやかに審議を開始し、終了したときには申請者に通知しなければならない。

## 第8条【事務局及び事務局の業務】

委員長、事務局長及び事務局員を事務局とする。事務局は次の各号に関わる業務及び委員会にて審査が審議できるよう準備を行う。緊急を要する場合は事務局において審査を行う。

事務局にて審査を行った場合は、その結果について次回倫理委員会で報告を行う。

- (1) 倫理委員会の議題整理などの事務局業務

(2) りんりん110番（院内の倫理相談窓口）への依頼事項に対する審査

(3) その他委員長が必要と認めた審査

①臨床研究および新しい医療技術・未承認又は適応外の医薬品等の使用等の倫理的適正  
（各様式1・2・3・4・5）

②症例報告（各様式6、様式7 症例報告チェック票、様式8 説明・同意文書）

③その他

## 第9条【規程の改定】

この規程の改訂は、くわみず病院の管理部会の議を経なければならない。